

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：志木市長、志木市教育委員会、志木市選挙管理委員会、志木市代表監査委員、
志木市公平委員会、志木市固定資産評価委員会、志木市農業委員会、志木市議会議長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.0%
全職員	66.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	103.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2%
31～35年	86.0%
26～30年	86.2%
21～25年	89.0%
16～20年	93.5%
11～15年	90.1%
6～10年	90.1%
1～5年	89.0%

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者になっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性は、扶養手当で76.6%、住居手当で64.3%となっており、男女の給与の差異に影響しているものと考える。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員に含まれる会計年度任用職員は、全体の約8割が女性で、男性に比べると勤務時間も短い者が多く、男女の給与の差異が大きくなっている。また、任期の定めのない常勤職員とそれ以外の職員の人数はほぼ同数であるため、全職員の男女の給与の差異にも影響しているものと考える。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週の勤務時間が20時間未満の者については、職員数を1/2人として換算している。